

仙台市環境審議会 第2回地球温暖化対策検討部会

議事要旨

日時：平成30年11月8日（木） 13:00～15:00

場所：仙台市役所二日町第二仮庁舎 環境局4階会議室

I 次第

1 開会

2 議事

- (1) 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について
- (2) (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて
- (3) その他

3 閉会

II 出席委員数

出席 5名

欠席 1名

III 議事要旨

事務局	「議事」に入る。議事進行については、「仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第5条第1項に基づき、駒井部会長にお願いする。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る前に、会議の公開と議事録の署名について確認させていただく。 まず、会議の公開については、環境審議会の運用にならない、本部会においても、個人のプライバシーに関する事など、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開するという事とする。 議事録の署名については、こちらも環境審議会の運用にならない、部会長と出席委員1名の署名をもって、正式な議事録とするということにしたい。前回は青木委員にお願いしたので、今回は、出席者の五十音順で、高山委員にお願いする。
高山秀樹委員	了承した。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る。まず、議題(1)の「地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について」、事務局より説明をお願いする。
事務局	資料 1-1、1-2、1-2 別添に基づき、地球温暖化対策を推進するための条

	例のあり方について説明
議長（駒井部会長）	<p>ただいま説明をいただいた資料 1-1、1-2 については、重要な部分であるため、時間をかけて議論をお願いしたい。</p> <p>まず、資料 1-1 では、前回の検討部会でいただいた委員の皆さんのご意見が反映されている。条例のあり方や目的、主体の責務等を改めて整理した内容になっており、特に四角で囲んだところは、主な意見を反映した部分になる。</p> <p>まず、前回の資料で示された「低炭素社会」という言葉が、「環境への負担の少ない持続的な発展が可能な都市」という、柔らかい表現になっている。また、2 ページ目の目的についても、2 つ目、3 つ目で修正が加えられている。責務についても、緩和策と適応策とのベストミックスという考え方や、ステークホルダーの参画といったところは、わかりやすく修正が加えられていると思う。</p> <p>前回の意見が反映されているかどうか、また、改めて見たときに問題がありそうな点があれば、ご指摘をお願いします。</p>
引地智恵委員	<p>まず、最初の位置づけのところで、「低炭素社会」については、印象が変わった。「環境への負担の少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指し」というところは、とてもわかりやすく、とても良いイメージになったと思う。</p>
議長（駒井部会長）	<p>法律の用語でかなり難しい表現が幾つかあるが、「自然的経済的社会的状況」は、何かもう少し柔らかくならないか。これは法律の用語か。</p>
事務局	<p>気候変動適応法の条文でこういった表現をしている。条例をつくる場合には、上位の法令から文言を引用するということがよくあるが、「適応策」という用語が法律の中でなかったため、この表現は適応法の規定をそのまま引用したところである。</p>
議長（駒井部会長）	<p>市・事業者・市民の参画、協働というところについても、かなり書き込まれている印象を持った。</p> <p>それでは、資料 1-1 は第 1 回検討部会で議論いただいたところの復習であるので、指摘や修正のあったところについて確認をいただいたということで、進めてよろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長（駒井部会長）	<p>次に資料 1-2 については、前回の論点 1 から 3 まで議論いただいた続きとなる、市、事業者、市民の具体的な取り組みについてまとめられており、新しい部分がかかなりあるため、ぜひ積極的な議論をお願いします。</p> <p>まず、「I. 検討に際しての考え方」の (1) は、それぞれの取り組み項目を原則として各主体の努力義務としてはどうか、ということである。積極的</p>

	<p>に書きたい部分ではあるが、各主体の負担も考慮し、原則として各主体の努力義務とすることで良いかどうか。続いて(2)は、義務を課す制度について、基本的に既にある条例、法律等に委ねるということである。これも負担軽減の意味と、あるいは既存の法律等との整合性という2つの意味かと思う。</p> <p>まず、この検討に際しての考え方についてご意見があればお願いします。</p>
各委員	(特に発言なし)
議長(駒井部会長)	<p>特にご意見なければ、各主体の取り組み項目は原則として努力義務とし、義務を課す制度については基本的に他の法律、条例に委ねるということとしたいが、よろしいか。</p>
各委員	異議なし。
議長(駒井部会長)	<p>次に、「Ⅱ. 各主体の取り組み」の項目立てについてご意見等をお願いします。特に異論はないか。</p>
各委員	異議なし。
議長(駒井部会長)	<p>それでは、まず「1 事業活動に係る地球温暖化対策」についてであるが、前回既に議論いただいたとおり、アクションプログラムの対象となる「特定事業者」については義務とし、それ以外の事業者については、積極的に参加していただきたいという考えから「提出することができる」と表現している。</p> <p>特定事業者の範囲は、「①エネルギー使用量の合計量が原油換算 1,500 キロリットル以上」、「②温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出量が 3,000 トン以上」、そして「③運送事業者」となるが、③の自動車の車両の総数については前回議論を保留にしていたため、後ほど議論したい。基本的にはこの範囲を特定事業者と定義することになると思うが、ご意見や感想等あればお願いしたい。</p>
高山秀樹委員	<p>特定事業者の要件の「エネルギー使用量の合計が原油換算 1,500 キロリットル以上」や「温室効果ガスの排出量 3,000 トン以上」に該当する事業所のイメージを説明いただきたい。</p>
事務局	<p>「エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上」は、電気の使用量でいうと約 600 万キロワットアワー以上である。小売店なら延床面積が 1 万㎡以上、病院なら病床数 300 床以上といった、比較的規模が大きい事業所が該当する。</p> <p>なお、「エネルギー使用量 1,500 キロリットル」を温室効果ガスに換算すると、3,000 トンになる。</p>
議長(駒井部会長)	イコールと考えて良いか。
事務局	エネルギー使用量に排出係数を掛けて CO ₂ 換算すると、概ね 3,000 トンに

	<p>なる。エネルギーを 1,500 キロリットル以上使用している事業所に関しては、温室効果ガスを 3,000 トン排出していることになると思う。</p> <p>それ以外で、特にエネルギーを使用せず、温室効果ガスだけ排出しているような事業所は、地球温暖化対策の推進に関する法律によって排出量の報告義務が課されている。例えば、仙台市の清掃工場はごみを燃やして発電した電力を使用しており、外部から電力を購入して使用していないため、ごみを燃やした際の二酸化炭素だけを排出しているということになる。今のところ、この「温室効果ガス 3,000 トン以上」に該当するのは清掃工場 3 カ所である。</p>
議長（駒井部会長）	エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業所はどのくらいか。
事務局	最新のデータでは市内に 84 カ所である。
議長（駒井部会長）	主に製造業か。
事務局	製造業のほかに、宿泊業、病院、百貨店といったところが含まれている。
議長（駒井部会長）	特定事業者については、既に法律に基づき排出量の推計等を行っており、アクションプログラムにより新たに発生する作業量はそれほど多くないということの良いか。
事務局	その通りである。
議長（駒井部会長）	<p>1-(5) の中小規模事業者に対する支援は重要である。表現としては、これで良いと思うが、具体的なアクションについても、いずれ考えなくてはならない。</p> <p>1-(6) の、市がエネルギー供給事業者の協力を「求めることができる」という表現であるが、これは前回議論したところであったか。</p>
事務局	<p>前回の検討部会では議論していなかったが、他都市でもこういった規定を入れている例があり、盛り込んだところである。</p> <p>電力小売自由化を背景として、新電力会社が多く設立されて、本市域内においても相当数の事業者が参入している。本市が電力の使用に伴う CO₂ を算定する際には、以前は東北電力だけであったため、電力使用量に東北電力の排出係数を掛けることで算定できたが、今は新電力会社それぞれの使用量と排出係数を掛け算し積み上げる必要が有る。今でも任意にご協力をいただいているが、このような条例の規定で、情報の入手について担保したいという意味合いもあってここに載せさせていただいた。</p>
議長（駒井部会長）	事務局案としては「求めることができる」としたいということか。
緑上浩子委員	市が電気事業者に対して、情報を公開するようお願いできる、提供してくださいと言えるということか。
議長（駒井部会長）	そういう意味では、載せておくことは重要だと思う。
緑上浩子委員	載せておかないとなかなか出来ないと思う。

議長（駒井部会長）	1-(1)～(5)について、そのほかご意見等あればお願いします。条文は既存のものを準用していると思うので、文章そのものについて、特に問題はないかと思う。それでは、1については良いか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	次に、「2 日常生活に係る地球温暖化対策」については、市民生活に係わる場所であり、特に数値や義務についての記述はしないということになると思うが、いかがか。
各委員	（特に発言なし）
議長（駒井部会長）	それでは、2については記載のとおりとさせていただきたいと思う。 次に、「3 自動車等に係る地球温暖化対策」だが、公共交通機関とエコドライブの推進、二つの取り組みについてご意見等あればお願いします。
引地智恵委員	公共交通機関の利用促進のところ、もう少し皆さんが乗ってくれるような表現は出来ないか。
議長（駒井部会長）	せっかく地下鉄ができたわけでもあるし。
引地智恵委員	そういう具体的な表現のほうが良い。書きぶりが少し弱いのではないかと思う。
事務局	他都市の条例でも「公共交通機関」と表現しており、バスや地下鉄、電車のような表現はなかなかない。条例を制定した場合には市民の皆様にも周知をすることになるが、その際には分かりやすい解説や、生活に近い形での表現にするなどにより、条例の趣旨を理解していただけるようにしたいと思う。
議長（駒井部会長）	それでは次に「4 再生可能エネルギー等の利用促進」、「5 建築物に係るエネルギーの使用の合理化」、「6 廃棄物の発生の抑制等」である。5、6については一般論だが、4について、特に仙台市で特徴的な部分はあるか。
事務局	取り組み内容に記載している文言は他都市とそれほど相違はないが、大震災を踏まえての分散型エネルギー源の重要性など、そこに込められた背景は違うという認識でいる。
議長（駒井部会長）	ほかの市町村と比べて、仙台市では震災後に再生可能エネルギー事業者が積極的に参入していると思う。特に太陽光が多い印象である。
事務局	太陽光はよし悪しが難しい点があると理解している。大規模に山側に造られると森林破壊の問題もある。
高山秀樹委員	事業者にしてみると、再生可能エネルギーに偏り過ぎると、安定的なエネルギー供給という面で不安要素が増えるので、その辺のバランスも必要だと思う。ただ、地球温暖化対策の条例を作ろうとしているので、「再生可能エネルギー等の優先的な利用」という表現は仕方がないと認識している。
議長（駒井部会長）	エネルギーのベストミックスというのがまず重要で、その上で再生可能

	エネルギーの優先利用を検討していくことになると思う。
高山秀樹委員	そのため、「努める」ということで表現しているのだと思う。
青木ユカリ委員	相模原市の条例に、再生可能エネルギーの技術の研究及び製品の開発の支援という規定がある。仙台市にも大学や研究機関があるので、未来を考えたときに、市として応援するという一文があっても良いと思う。条例で地球温暖化対策に協働で取り組むということを謳うのであれば、そういった開発への支援も必要だと思う。
議長（駒井部会長）	市の積極性を打ち出すためには、そのような一文を入れた方が良いと思う。
青木ユカリ委員	いろいろなイノベーションも起こるかもしれない。企業支援として考えてもいいのではないか。
議長（駒井部会長）	大学だけでなく民間企業も含めて、色々なところと協働で研究開発をすると。
事務局	参考資料2の9ページ、「次世代エネルギー創出促進事業」のところで紹介している創エネルギー導入促進助成制度のように、研究開発、導入促進に対して、現に支援を行っているところ。ご意見を踏まえて、相模原市に近いような方向で考えたい。
高山秀樹委員	直接係わらないかもしれないが、再生可能エネルギーを進める条例ができると、例えば、市街化調整区域などに太陽光発電がいろいろ建設されて、それが普通に運営されている間はいいが、ある程度年数が経過して効率が悪くなってきたときに、どうなるのかという不安要素がある。
事務局	今の点については、環境アセスメントや土地利用調整条例で、一定規模以上の太陽光発電をむやみに開発できないような方策を規制行政的に講じている。 本市としても委員と同様の問題意識を有しているが、この地球温暖化対策の条例にその点を定めるのは馴染みにくいため、規制行政的な手法で環境保全や災害防止を図っていくほうが効果的であると考えている。
議長（駒井部会長）	それでは、「7 森林の保全及び整備」、「8 緑の保全及び緑化の推進」、「9 環境教育及び環境学習等の推進」、「10 国際教育の推進」については、いかがか。
緑上浩子委員	環境教育と学習の主体が「市」だけしかないが、市民にも積極的に学ぶことを促すような文言というのを入れられないか。
事務局	資料1-2別添で、参考にした4都市を比較すると、市の取り組みは4市とも規定しているが、市民や事業者については、規定している市と規定していない市がある。本市としても教育・学習していただきたいという考えはあるが、一方で押しつけがましくなってしまう可能性もあって、各市で

	も書きぶりが違うのではないか。
青木ユカリ委員	実際に企業は、エコプロへの出展や、ESD、SDGsの観点からも、市民とともに学ぶ機会が大小さまざまあるので、もっとそこを書き出しても良いと思う。
青木ユカリ委員	条例に盛り込めば、事業者が積極的に地域や子供と係わるきっかけにもなるのでは。
事務局	実際、事業者も従業員教育のような形で環境教育を実施しているところは多くあると思われる。
議長(駒井部会長)	事業者も市民も、環境教育に取り組むことが必要。
事務局	事業者や市民の取り組みとして盛り込む方向で検討する。
緑上浩子委員	仙台市には地球温暖化防止の学習の推進委員のような人はいるか。県には温暖化防止推進委員がいる。
議長(駒井部会長)	市の所掌と宮城県の所掌がどうなっているか難しいが、環境教育は仙台市が所掌しているのか。
事務局	温対法に規定のある地球温暖化防止活動推進員は都道府県、指定都市等が委嘱することができるが、市としては委嘱していない状況である。
議長(駒井部会長)	委嘱できる規定になっているのであれば、やってみてもいいのでは、ということだが。
事務局	今後、具体的な施策の中で検討していきたい。
議長(駒井部会長)	環境教育の部分についての主体は市、事業者、市民という記載をお願いしたい。
青木ユカリ委員	「5 建築物に係るエネルギーの使用の合理化」で、最近、市内でもマンションが盛んに建設されている中で、他都市の条例ではマンションに関する記載があるようだが、「建築物」に含まれているのか。
事務局	お示した「建築物」には、マンションも入っており、住宅だけでなく事業所の建物など、あらゆる建物一般ということで記載している。
議長(駒井部会長)	それでは、資料1-2全体について何かコメント等あればお願いします。
各委員	(特に発言なし)
議長(駒井部会長)	それでは、議事(1)については以上とする。いただいた意見をもとに事務局で次回の準備をお願いしたい。 次に、議事(2)「(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムについて」、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料2に基づき、(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムについて説明
議長(駒井部会長)	それでは、まず論点1の運送事業者の範囲は重要なポイントである。3ペ

	<p>一注目で、車両台数 100 台以上の事業者は市内に 18 社、50 台以上は 62 社という状況が示されている。どちらにするかご意見をいただきたいと思う。</p> <p>確認だが、事業者にとってアクションプログラムは全く新しい作業になるということか。</p>
事務局	<p>中には、省エネ法の対象になって取り組んでいる事業者も含まれるが、取り組まれていない事業者もいるのが現状である。</p>
緑上浩子委員	<p>資料では「運送事業者」と「全ての事業者」に分かれているが、運送事業者というのが、貨物、バス、タクシーか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>
緑上浩子委員	<p>運送事業者以外の事業者というと、一般的な会社の営業車のようなものか。</p>
事務局	<p>前回の資料でお示ししていた、全ての事業者が営業車として使っているような車ということになる。今回お示ししたのが、運送事業者に関わる場所である。</p>
緑上浩子委員	<p>全ての事業者の車両台数は把握しているか。</p>
事務局	<p>前回の部会で、運送事業者を対象にすることとなったので、全ての事業者については把握していない。</p>
議長（駒井部会長）	<p>本日議論いただくのは運送事業者の部分である。なかなか難しいが、ひとまず 100 台とするか、もう少し細かく 50 台とするか二通りあるが、50 台のイメージはどのようなものか。</p>
事務局	<p>市域の温室効果ガス排出量の 4 分の 1、約 25% を占める事業者数が 84 であるが、前回の資料でお示ししたとおり、ここでいう運送事業者からの排出量は市域の約 10% 程度である。25% と 10% で簡単に比較はできないが、「100 台以上」の方が排出量との均衡はとれるという一面がある。また、事業者といろいろなコミュニケーションを図ることを考えると、まず先ほどの 84 社に「50 台以上」の 62 社を足すと 146 社、約 150 事業者が対象となる。同様に、「100 台以上」の 18 社を足すと 102 社となる。さらに、任意の中小事業者にも参画を促して、制度対象者と同様にコミュニケーションを図ることを考えた場合、一定程度義務化の範囲を絞った上で中小事業者の水平展開に注力し、さらに周りに波及していくような効果を狙いたいと考えている。こういったことから、事務局案としては 100 台以上が妥当と考えている。</p>
議長（駒井部会長）	<p>製造業、ホテルなどの事業者と比べて削減効果が難しいということも考えると、事務局から説明があったように、ひとまず 100 台以上とするのがしっくりくるが、いかがか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

議長（駒井部会長）	それでは、次に、6 ページの計画期間については、ここで示しているように、その期間の効果を可視化できるという意味で、終期が同じほうが良いと思う。
事務局	事務局としては、終期が揃っていて、同じ期間の中での事業者の取り組みが見える方が良く考えている。
緑上浩子委員	表彰をする場合にも、終点が違うと難しいということもあるか。
事務局	その通りである。表彰を考えた場合にも、終期が揃っていた方がやりやすい。
高山秀樹委員	例えば、計画期間の 2 年目から対象になった場合には、計画期間 3 年のうち 2 年分の事業計画を策定するということか。
事務局	その通りである。終期までの計画を作成し、実施していただくという形になる。
高山秀樹委員	表彰対象は、3 年の期間中に削減した総量で判断するのか。
事務局	3 年で削減するものを、例えば仮に 2 年で同じように削減できれば、そちらのほうが評価は高くなる可能性がある。
引地智恵委員	計画期間が長ければそれなりに見直しをできるが、短ければ短いなかで削減できれば良いし、それぞれメリットがあると思うが、期間は一緒の方が、市民には分かりやすい。
議長（駒井部会長）	それでは、終期の統一ということでよろしいか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	次に、基準となる年度をいつに設定するかということについて、論理的に考えるとやはり客観的に把握できるということが重要だと思う。さいたま市、神戸市はどのように考えて任意の年度を設定できるようにしたのか。
事務局	その考え方については把握できていないが、事業者が取り組みやすいという点を優先したのではと思われる。
高山秀樹委員	より多くの事業者に参画いただくためでもあると思う。
議長（駒井部会長）	削減を目標としているため、基準年度は計画期間の前年度としてよろしいか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	削減対象とするガスについては、これも論理的に考えると、やはり温対法で定める 7 ガスになると思う。ただ、事業者が 7 ガスを算出する作業量は、どの程度になるのか。
事務局	例えば、ごみの処理でいうと、ごみを焼却する場合の排出係数は決まっているので、処理したごみの量を入力すれば温室効果ガスの排出量を算出できるようなツールを準備しておくことで、算定は容易になると考えている。

議長（駒井部会長）	そういう意味では、それほどの労力にはならないか。
事務局	事業者は既に温対法に基づく届出で算出済みで、その値をこちらの制度に合わせて入力いただくという形になると思う。
議長（駒井部会長）	それでは、削減対象のガスの種類については7ガスということでよろしいか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	次に、削減目標の目安についてだが、事業者に協力をいただくという観点から、市が目安を設定するというのは、事実上困難かと思う。お願いをするという意味で、任意に削減目標を設定していただくのが良いと思うが、いかがか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	次に、総量目標と原単位目標についてだが、原単位は要するに分母があるということである。分母を売上高や、生産量、延床面積といったものにして、しっかり削減効果を見る上で原単位というのは重要である。事業者にとっても、原単位目標の設定はそれほどの手間にはならないと思う。
事務局	省エネ法の届出では、エネルギー使用量ではなく、エネルギー消費原単位での削減を定めており、省エネ法の対象となっている事業者は、既に分母の値を設定している。中小規模の事業者が参加する際には、独自に、例えば売上や出荷量といったものを設定していただくことになる。ご相談があれば、アドバイスもできるとは考えている。
議長（駒井部会長）	それでは、事務局案としては総量目標と原単位目標の双方ということで、これで良いと思うが、いかがか。
高山秀樹委員	中小事業者の場合には、原単位目標は任意というのはだめか。
議長（駒井部会長）	原単位の分母が秘密情報になるかもしれないか。
高山秀樹委員	中小企業者については、基本は総量削減であるので総量目標は必須として、より多くの方に参加いただくという意味で、原単位目標を任意としても良いのではないかと思う。
議長（駒井部会長）	中小事業者にとって、こういう情報が秘密情報にあたる可能性はあるか。
引地智恵委員	可能性はある。
事務局	二通りの考え方があり、一つは、両方設定して、公表のところで差をつける。つまり公表しても良い事業者は公表し、希望しないところは公表しないという方法。もう一つは入り口で分けるというのが考えられる。
議長（駒井部会長）	どちらかといえば、入り口は全部同じにしておき、公表の段階でそれを選択する方が良いと思う。
事務局	任意参加のところは、公表の段階で同意を得るルールにして、公表できる部分は公表する。むしろ、知って欲しいという中小事業者もいるかもし

	れず、逆にそれを阻害するのも良くないため、入り口を一緒にして、出口の公表のところで事業者が選択するという方法もあり得る。
議長(駒井部会長)	それでは、ひとまず総量目標と原単位目標の双方ということで決めたいと思うがよろしいか。
各委員	異議なし。
議長(駒井部会長)	次に電力排出係数についてだが、係数は各事業者の申告か。
事務局	排出係数は、温対法に基づき小売電気事業者が算定して公表しており、電力の購入先である電気事業者の係数を使用することになる。
議長(駒井部会長)	手間になるものではないか。
事務局	手間になるものではない。計画書を作成する際に、こちらから係数を示すこともできる。
議長(駒井部会長)	係数は毎年変わるか。
事務局	毎年変動する。
緑上浩子委員	変動の場合、電力使用量を減らしても、排出係数が高くなると、その評価が小さくなってしまうということか。前年より頑張って削減しても、排出係数を掛けると、前年よりも頑張っていないことになるような結果になってしまうのか。
事務局	市が市域の温室効果ガスを計算するときは毎年度の係数を使用しているが、個々の企業としては、係数を固定した方が取り組みの成果が分かりやすいと思われる。
議長(駒井部会長)	それでは、排出係数は固定でいかがか。
緑上浩子委員	係数を固定するのは、計画期間内だけか。次の計画期間が始まると、また新しい排出係数に変わるということか。
事務局	その通りである。
議長(駒井部会長)	それでは、一定期間計画期間内の排出係数は固定ということにしたい。次に、指導・助言についてだが、「指導」というと、何か悪いことしたというイメージがある。助言、支援といった表現が適切だと思うが。
事務局	「指導」という表現を見直し、「助言・支援」としたい。
議長(駒井部会長)	助言や支援の実施方法については、いかがか。
引地智恵委員	モデル事業では、市から参画事業者に対し何か提案を行ったのか。
事務局	設備の運用をこのように見直すと効果的であるということを報告書に記載し、事業者に取り組んでいただいた事例もあった。
引地智恵委員	行政だけではなく、専門家もいると気付きがあると思うが。
事務局	モデル事業では、市の職員と併せ、省エネの知識のある専門家も同行して設備の現地調査を行っており、その専門家からの助言も実施した。

引地智恵委員	事業者といってもいろいろな業種があるので、業種に合わせた助言や支援になると考えてよいか。
事務局	その通りである。
引地智恵委員	大きな事業所であれば省エネの知識があるだろうが、中小の事業所の場合は気付けないこともある。また、特別な業種の場合、専門家なら適切なアドバイスをもたらるのではないかと期待もある。助言にあたっては、専門家がしっかり見るということか。
事務局	モデル事業では専門家も同行して、気が付いた点があれば助言をさせていただいたというところである。
議長(駒井部会長)	次に、評価・表彰についてだが、表彰による事業者の意欲向上がねらいである。また、表彰により事業者が受けられるメリットとしては、資料に記載のとおり、認証や認定など、いろいろなものが考えられる。
緑上浩子委員	市が、事業者の温室効果ガス排出量の総量だけを見て事務的に評価するのか。総量だけでなく取り組み状況など全体を見て判断するとなると、事務的には評価しきれず、主観的な評価も含まれてくるのではないか。
事務局	市の内部だけで評価するのではなく、客観的な評価指標を公表し、外部の方を含めた委員会形式で評価を行うのが望ましいと考えるので、その方向で検討したい。
議長(駒井部会長)	評価にあたっては、公平性の担保が必要だと思う。
引地智恵委員	事業者は温室効果ガスの削減という良いことに取り組んでいるのだから、表彰の審査は堅くない方法がよい。
緑上浩子委員	表彰の審査にあたっては、一般人の目から見てよい取り組みを行っていると思えるような事業者を選定してほしいので、審査員には専門家だけではなく一般の人にも入ってもらえるとよい。
青木ユカリ委員	審査員のバランスが大事だと思う。
事務局	審査方法については、別途相談させていただく。
青木ユカリ委員	また別に細かく決める機会があるということか。
事務局	ここでは枠組みの大まかな考え方を議論し、今後、具体的な仕組みを市で考えつつ、皆さまの意見を聞きながら検討していく。
緑上浩子委員	事業者を評価して表彰するのは良いことだと思う。
青木ユカリ委員	削減した量の多い少ないよりも、モデル事業で出た意見のように、評価では事業者の見えない努力を拾い上げるような視点を入れて、削減に向けたプロセスがどのようなものであったかが分かるようなエピソードを知ることがあると、市民もその事業者を身近な存在に感じられるのではないか。
引地智恵委員	事業者も、市民の皆さんに評価されたということで励みになると思う。評価制度が一般市民に認知され、関心を持ってもらえるようになると良い。

事務局	表彰は、表彰された事業者のモチベーションの向上につなげるというねらいもあるが、それ以上に、事業者の優れた取り組みが他の事業者にも広がっていくということが重要だと思う。今後とも、皆さまのご意見を踏まえながら進めていきたい。
議長（駒井部会長）	最後に、制度対象外となる事業者の任意参加についてだが、制度対象事業者よりも数が圧倒的に多いので、どうやって参加を促していくかということが重要なポイントになる。
緑上浩子委員	おそらく、対象外の事業者はメリットがないとなかなか参加しないと思う。
議長（駒井部会長）	対象外なのにわざわざ制度に参加するのだから、制度対象外となる事業者も表彰の対象にしてほしい。
緑上浩子委員	事業者のほうでも自分たちが頑張っていることを市民の皆さんに知って欲しいという気持ちがあるだろうし、知ったことによってその事業者を応援したいと思う市民の皆さんも出てくるかもしれない。事業者にとって魅力のあるメリットを用意できるとよいと思う。
事務局	評価基準も、制度対象者と制度対象外事業者とでは異なる基準になる可能性はある。
高山秀樹委員	任意で積極的に取り組んでいる事業者については、希望があれば、表彰対象とならなくても事業所名を市で公表してほしい。そうすると、その企業のプレゼンスが高まる。あまり良くない事例だが、知名度が低い中小規模事業所では採用に親が介入して内定を断る場合があるが、例えばそうやって熱心に取り組んでいる事業所であると市が公表してくれれば、事業所の姿勢を親に知ってもらえるので、いくらかでもその事業所のイメージアップにつながる。
事務局	表彰に至らなくても、任意で参加していること自体を公表するということもあり得るが、公表するかどうかをその事業者の意思に委ねることも大事だと思う。
議長（駒井部会長）	それでは最後に、資料2全体で何かご意見等あればお願いします。
緑上浩子委員	基本的なことだが、いつ頃に条例ができて実施されるのか。
事務局	まだ審議途中の段階であるため今は申し上げられないが、できるだけ早く実施したい一方で、時間をかけてしっかり制度設計する必要もある。今、皆様にお示している予定では、答申案をこの部会で来年4月に検討し、その後6月頃に環境審議会に報告し、市長に答申をいただくこととしている。そこから条例化の作業や制度設計をしっかりと行うこととなるが、制度の周知期間も必要なので、条例ができてからすぐに制度が始まる、などということにはならないと考えている。

議長(駒井部会長)	<p>それでは、議事(2)については、論点1の運輸部門の対象については100台以上とするということで意見がまとまった。また、論点2~5についても意見を整理した。</p> <p>議事(3)「その他」について、全体を通じて何かご意見等あればお願いします。</p>
各委員	(特に発言なし)
議長(駒井部会長)	それでは、議事については以上とする。事務局から何かあるか。
事務局	<p>次回の検討部会は、12月20日の木曜日、10時からを予定している。案内は後日お送りするのでよろしくお願いします。</p> <p>また、11月15日の環境審議会において、部会長よりこれまでの検討状況を報告いただく予定でいる。</p>
議長(駒井部会長)	以上で本日の部会の議事を終了する。円滑なご議論をいただき感謝する。

平成 31 年 / 月 / 日

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 部会長

氏名

駒井 武

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 委員

氏名

高山 秀樹